

不適正な森林開発の早期発見のための取り組みについて

実施目的：県では森林の適正管理を積極的に推進するため、不適正な森林開発の早期発見・早期解消に努めています。

内 容：不適正な森林開発の防止に対する県民の理解の促進および県職員による定期的な森林パトロールに取り組んでいます。また「森林の不適正事案110番」を設置していますので、森林内での不審な「伐採」「建築物」「採掘」「不法投棄」など、不適正と思われる事案を発見された場合は県西濃農林事務所にご連絡ください。詳細は同所ホームページ(<http://www.pref.gifu.lg.jp/page/13489.html>)内にも掲載しています。

強化月間：11日の「山の日」を含み夏季行楽シーズンでもある8月を強化月間とし、森林パトロールを重点的に実施します。

問 森林の不適正事案110番

岐阜県西濃農林事務所林業課 ☎73-1111(内線393・396) ☎73-8606

屋外広告物講習会の開催について

実施日：9月22日(金)

会場：岐阜市生涯学習センター(ハートフルスクエアG) 2階大研修室(岐阜市橋本町1-10-23)

時間：受付開始 9時～ 講習 9時30分～17時(予定)

対象：屋外広告物の表示および掲出物件の設置に関する業務に従事する者または従事しようとする者、屋外広告物を表示または掲出しようとする者

申込方法：受講申込書を下記の受付場所へ郵送または持参

・岐阜県広告美術業協同組合(〒500-8154 岐阜市木ノ下町5-21-1)

・岐阜県都市建築部都市政策課(〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1)

※受講申込書は、岐阜県都市政策課のホームページまたは岐阜県広告美術業協同組合の窓口で入手できます。

受付期間：8月1日(火)～31日(木)【当日消印有効】

受講定員：99人程度(先着順、定員になり次第締切)

受講料：3,000円(講習課程の一部免除者は1,800円)

使用テキスト：配布テキストおよび「屋外広告の知識」(第4、5次改訂版)

※「屋外広告の知識」(第4、5次改訂版)は当日購入可能。(希望者)

問 岐阜県広告美術業協同組合 ☎058-245-4472

岐阜県都市建築部都市政策課 ☎058-272-8648

養老スマイルカードをご利用の皆さまへ

養老スマイルカードの満点カード1枚と養老鉄道クーポン券(1,000円分)との交換を行っていましたが、令和6年3月31日をもって終了いたします。

つきましては、養老鉄道クーポン券との交換を希望される場合は、9月29日(金)までに交換していただきますようお願いいたします。

最終交換日：9月29日(金)

クーポン券使用期限：令和6年3月31日(日)

問 養老カード振興会(町商工会内) ☎32-0549

※なお、養老鉄道に関するお問い合わせにはお答えできません。

「夜間中学」ニーズアンケートへの協力をお願いします

岐阜県にはまだ夜間中学はありません。そこで、岐阜県では夜間中学で学びたい人がどれくらいいるのか調べています。病気や不登校などにより十分に学校で学ぶことができなかった人、母国で義務教育を修了していない外国籍の人など、様々な理由で義務教育を修了できなかった人で、夜間中学で学びたい人やそういった人を知っている人はぜひアンケートで意見を聞かせてください。

期 限／10月31日(火)まで

回答方法(下記のいずれかの方法で回答してください)

①右のQRコードからインターネットにより回答

②郵送またはFAXにより回答

*アンケート用紙は教育総務課・町中央公民館

地区公民館の窓口にあります。



<https://logofom.jp/form/T8mB/245669>

問 県庁教育総務課 ☎058-272-8728